

母性の社会構築

小出 香緒里

はじめに

母性について関心を持つようになったのは、社会学の講義がきっかけである。講義で「母性が生来的に女性に備わっているならば、女性が子どもを殺せない」と聞き、母性に興味をもった。しかし、現実を目を向けてみれば、母親がわが子を殺す事件、虐待など母による子どもへの事件は数限りなくおきている。一方で、子どもが被害者、加害者の両立場の事件がおきた場合には、真っ先に批判の対象としてメディアに取り上げられるのは、母親に母性があるとされていることである。本論文では、母性とは何かということを、母性愛神話と3歳児神話を中心とする子育て（育児）の面から論じる。それは母性が子どもという存在を抜きにしては語ることができないからである。

1. 母性について

1-1 母性という言葉

『広辞苑』によれば、母性とは女性が母として持っている性質。また母たるもの。本能という意味である。この意味から考えられることは、母性がある特定のものをさすのではないということである。母性という言葉は自明のごとく用いられながら、その概念は不明確であり、それゆえにその言葉は様々な領域において使用されている。母性という言葉、妊娠や出産に関する事柄を超えて、女性のアイデンティティそのものを意味する言葉として使用すれば、性別分業を「自然」のこととして正当化する効果もある（江原、1995、6-8）。

1-2 母性愛とはなにか

1970年代前半、日本社会においてコインロッカー・ベビー事件というものが注目を集めていた。それらの事件は実母による子捨て・子殺し事件を総称したものであり、当時の日本社会において社会的な関心事となり、新聞紙面を賑わせていた（大日向、1995、36-37）。

1970年代の事件に限らず、子どもをめぐる事件では、子育てを放棄し、非難されても仕方がない母親がいる。しかし、その一方で子育てを放棄していないにも関わらず、子育ての閉塞的な状況でわが子を殺害してしまう母親もいる。子育てを放棄した母親も、わが子を殺した母親もどちらも生物学的な母には変わりがない。1970年代の事件や現在おきている子どもをめぐる事件をみれば、母性・母性愛は社会的に構築されてきた概念であり、女性に本能的に備わっているものではないと考えられる（大日向、1999、93-95）。自然的、先天的、本能的、生理学的事実は、それ自体として存在しているわけではない。それらは、ある事柄を自然的、先天的などと規定する社会的実践（言説）によって、そうした「事実」として「構成」されるのである。母性の社会構築が社会状況の変化と共に女性と結びついて造られてきたことから、ある事柄を自然的、先天的と規定する社会的実践は、その時代における様々な政治的・社会的背景に影響を受けている（江原、1995、5-6）。

1-3 母性愛神話

母親の子どもに対する愛情は子どもが生まれてから育てていくために必要なものである。だが、現在まで続く人々の中にある母性信仰・母性愛神話には確固たる根拠があるわけではない(大日向、1999、115-116)。

(1) 産む能力=育てる能力説

大日向によれば、もっとも素朴な母性愛神話は、女性の生殖能力はそのまま育児能力につながるとみなす考え方である。前述の『広辞苑』の定義のように、どのような特性を意味するかについて具体的な記述は省かれたまま、母性は女性特有の生得的な特性であることを強調したもので、いわゆる母性本能説を代表した定義である(大日向、2000、16)。

(2) 三歳児神話

育児のために仕事を中断する場合でも、女性たちは必ずしもそのまま家庭に入ることを考えているわけではない。現在ではむしろ、仕事を中断し、子どもがある程度育った段階で、再就職を求める女性が多い。再就職の時期をいつにするのかは、子どもが小学校に入学する機会もあれば、中学校・高校に子どもが入学する時など、再就職の時期は様々である。しかし、少なくとも三歳までは家で母親が子どもの養育をするべきだという考え方は、母親だけでなく社会全体の中で根強い。人生の中の発達初期である乳幼児期のもつ重要性を指摘した考え方として「三つ子の魂百まで」、「雀百まで踊り忘れず」といった諺もあり、初期発達の時期である乳幼児期のもつ重要性を指摘している考え方は古くからある。しかし、初期発達の課題の総てを母親に託すという考え方は、必ずしも日本社会に固有のものではなかった。むしろ近代以降、近代家族と資本主義体制を維持する必要性を背景として形成されたイデオロギーである(大日向、2000、17-19)。そうしたイデオロギーの中で、ジェンダーは構造化され、家、そして経済活動、セクシャリティと幅広い範囲に影響力を持っている。こうしてジェンダー役割は再生産され続けていくのである(Lorber、2006)。

(3) 聖母説

母性という言葉から連想されるのは慈愛であり、あたたかさ、献身、無償の愛という言葉である。とりわけ幼子を胸に抱く聖母像は、女性にとっても子どもにとっても至福の姿と象徴されている。しかし、聖母像を生身の女性と一体化して捉えようとしても、すべての母親がいつでも聖母のようなやさしさと慈愛に満ちているはずはない。また聖母ならぬ母が、聖母のように期待されることもおきるであろう。逆に聖母像ならぬ母が、自身を聖母像と思い込み、現実と理想の差に苦悩するということもおきている(大日向、2000、19-21)。

(4) 母親=人間的成長説

子どもを持った母親や父親はときに、子をもつてはじめて親のありがたさがわかるという。男女を問わず多くの人が共有しうる感想であるかもしれない。しかし、女性の場合にはさらに子育てを通して、人間的に成長したという言葉が添えられる。たとえば女性が社会参加する場合、母としての顔を売り物にする傾向がある。「二人、または三人の子どもを育てた私自身、人間的に成長した。」、「二人、三人の子を育てた経験を政治の場に届けたい。」といったスローガンは選挙のたびに繰り返されている。しかも、そこで紹介される子どもの数は、一人よりは二人、三人と数が多くなればなるほど、重要な意味を持つてくるようである。たしかに母として子育てから得るものは少なくない。しかし、同時に理想の子育てと現実の子育てとの溝を目の当たりにすることで、母親が自分自身の人生に限界やあきらめを感じたり、子育てによるストレスから肉体的、精神的な病気にかかる可能性もある(大日向、2000、21-22)。

以上、母性愛神話の4つの側面を見てきた。しかし、母もまた一人の人間としての弱さや限界をもっている。そうした現実を認めることなく、母親を慈愛と献身の象徴と祭り上げ、子どもの成長に絶対不可欠なものとする扱いが、今日の社会的問題を引き起こした要因の中でも大きいと考えられる。産みの母の育児能力

を絶対視する母性観は、男は仕事、女は家事・育児という性別役割分業を支える根拠とされ、男女の溝を深めてきた。1985年に制定され86年から施行された男女雇用機会均等法、育児休業法、子育て支援政策など、女性の社会進出や子育てを支援する法制度の整備が進められている。しかし、依然として出産や育児による女性の退職を慣例化している企業も少なくない。それは女性の労働力率が示す曲線が、20代半ばから30代にかけて低下するM字型を示していることによってもあきらかである（大日向、2000、22-23）。

1-4 母性の歴史

結婚し、良い妻や賢い母であることが、社会的に価値あることとして女性に期待されるようになったのは、近代国家の成立と重なっている。専業主婦という形態が誕生し、結婚した女性の大半が主婦として位置づけられるようになった（井上、1995、28）。

母性の歴史は便宜的に4つの段階に区別される。まず、第一段階は明治期である。近代国家にとって、個々の民衆が地縁や血縁の共同体に埋没している状態から、自らを国家の構成員として、つまり「国民」として意識化し、国家に属する国民という制度的な関係を内面化することは不可欠であった。そして明治前半には、人民の権利や自由への拡大を目標に掲げ、反幕政治に対抗して政治へ参加しようとした自由民権運動がおきた。その自由民権運動の中で、女性の政治参加と政治的権利の実現を求める女性自身による言説が登場する。そこには女性も「国民」とらんとする願いが込められていた。しかし、「国民」とらんとする願いが認められない女性たちは、政治的権利の獲得を求める根拠を愛国心から、国民となるべき男子の母であり妻であるという性役割に変化させていく。女性の政治的権利の獲得に積極的な先進的女性たちから女性の妻、母としての性役割が強調されるようになったのである。だが、この段階で国家発展のための母子関係の重要性が重視されていたことは事実だが、当時の書物には婚家である舅・姑・夫に対する務めと、日常生活の家政にたいする注意という「妻」「嫁」としての務めへの記述はあったが、子育てへの注意や母としての義務には触れられていなかった。だが時代が経つにつれ、女性の母性は強調され、子育てに触れていなかった思想や書物が批判され始めたのである（牟田、1995、29-35）。その後、母としての性役割が日本において性別役割思想である良妻賢母思想として定着していくのは明治後半である。公教育を通じて女性規範として定着していく（井上、1995、7）。

次に第2段階は大正期であり、第一段階の明治期に生まれた母性の概念がさらに浸透した時代であった。明治の前段階、明治期を通して普及していく良妻賢母思想は、都市部を中心に広まりつつあったが、大正期の村落などには普及していなかった。例えば当時の親は子どもが生まれるとあちこちに仮親を作るのが慣例であり、名前をつけてくれる「名づけ親」、乳を飲ませてくれる「乳親」などがいた。こうして産みの親だけではなく、随所に仮の親子関係や擬似兄弟を準備することによって、できるだけ多くの人によって、子どもの成長に目配りするような工夫がなされていた。家庭内では乳幼児期の子育ては、農作業の現役を退いた祖父母の担当であり、子どもたちは祖父母と接している中で、村の言い伝えや近隣との付き合い方、生活習慣を身につけていくのである。こうした村落などの村ぐるみでの子育ての状況とは異なり、大正期の日本社会において母親一人が子育てにあたる必要性は育児雑誌などによって強調されていた。大正期に入ってから母親を対象とした育児雑誌が登場し、その一つである「日本児童協会時報」（後に「育児雑誌」と改名）には、そうした母性強調の萌芽が見られた。

大正期に母性愛の強調が行われていたのには社会的な要因も関係している。一つ目は第一次世界大戦で日本が非常に好景気にあり、資本が蓄積され、独占資本主義の体制が固まったのである。こうした社会状況と、産業界の好景気で人材を大量に求めたために、新しい勤労者家庭が出現した。新しい勤労者家庭は、働く形態も家とは離れたところにある職場に通勤する職住分離となって、男は仕事、女は家庭という性別役割分業

体制を基本とした家庭が営まれるようになったのである。二つ目は子育て観の変化である。母親の育児責任を医者や教育学者などが強調することによって、それまで村ぐるみや家ぐるみでおこなわれ、母親一人が子育てをするという慣習のないなかにも、母親に一人で立派に子育てをすることが要請されたのである。明治期の良妻賢母主義と、明治政府の富国強兵政策の付線が大正期の母性イデオロギーを登場させたのである（大日向、1999、150-158）。

第3段階は、昭和の高度経済成長期に形成された母性の概念である。大正期の母性強調を通して、子育ては母親が担うべきだとする価値観が強調されたが、その価値観をもとに直ちに母親たちが子育てに専念したわけではない。夫がサラリーマンとなる勤労者家庭は増えたものの、夫婦共働きで働かなければ暮らしが成り立たない庶民が多かった。そして一方では大正デモクラシーの風潮もあって職業婦人が誕生していた。こうした社会的状況を背景として、女性にとって職業的自立か、それとも母として子育てに専念する生活を優先するのかをめぐる論争がおきていく。これはいわば女性にとって「仕事か家庭か」をめぐる論争の草分けというべきものだが、このような二者択一的な視点で女性の生き方が論議されたのは、母性概念が定着する以前にはなかったことである。しかし、その後この二つの生き方をめぐる論争は、職業的自立の必要性論が後退して、家で子育てに専念する生活が、古くからの女性の普遍的な姿であるとされ、人々はそれを疑うことなく信じるようになった。1950年代半ばから1960年代にかけて到来した日本の高度経済成長は、朝鮮戦争による特需景気によって、敗戦後の経済的破綻から一気に日本社会が立ち直った時代である。軽工業から重工業主導型による産業の復興は、まさに男性の労働力に対する需要を急速に高めた。こうした時代にあって男性に企業で獅子奮迅の如く働くことが求められた時代に、女性には良き妻であり、良き母としての役割が期待された。それは男性が外で存分に働けるように、家庭は夫が疲れを癒す場でなければならぬという考えである。妻には家庭をオアシスのようにすべく心を配れるように、専業主婦の存在が礼賛されたのである。こうして高度経済成長期の女性は専業主婦として夫に尽くすと同時に、未来の良質な労働力を産み育てる役割も期待された。良い子どもを育てる立派な母親の役割が課せられたのである。子どもを活かすも殺すも母親しだいとされた大正期の知識人からの言説が、高度経済成長期の女性の生きる指標とされていったのである（大日向、1999、159-162）。

第4段階は高度経済成長期後から現在までの段階である。朝鮮戦争、高度経済成長を経て、男は仕事、女は家庭という性別役割体制が確立していった日本社会は1970年代に入り、それまでの女性が育児に適しているとされてきた母性概念を覆される事件に遭遇する。それはコインロッカー事件に総称される母親による子捨て・子殺し事件である。そして1980年代に入ると、雇用分野において男女の均等な機会および待遇の確保を目的とした男女雇用機会均等法が施行される。それとともに、サラリーマンの専業主婦の年金負担の免除や、配偶者特別控除の新設、遺族年金の引き上げなどの施策がとられた。しかしこれは性別役割分業を強化していくものであり、サラリーマンの主婦を保護することを通して、主婦の座を強化し、男は仕事、女は家庭という性別役割分業をすすめる、夫一人が賃金収入を得る片稼ぎ世帯を優遇する政策であった。母親だけに育児や家事の家事労働を担わせている状況が変化することはなかった。男女雇用機会均等法が成立したことによって、人々が意識的に男女の在り方について考えるきっかけになったことは評価されるべき点であり、性別役割分業体制だけではなく、男女の価値観を創っていくうえでは重要な一歩となった。しかし、男女雇用機会均等法が職場での平等待遇と、男女間賃金格差を縮小するまでに至らず、また離婚に際して女性を経済的に保障する制度が不備なままで、被扶養の妻のみが優遇される制度が進行すれば、女性の結婚幻想はなくなるどころか、自立して生きるより経済力のある男性との結婚に向かう現象が増幅される。この時代に社会政策の観点から性別役割分業体制は依然として肯定されていたのもまた事実である（塩田、1994、116）。

2. 三歳児神話

2-1 三歳児神話とはなにか

大日向によれば、三歳児神話とは「子どもは少なくとも三歳までは母親が子育てに専念すべきである」というものだ。これは三つの要素から構成されている。(1)子どもの成長にとって幼少期が重要である。(2)この大切な幼少期の時期は母親が養育に専念すべきだ。母の愛情は子どもにとって最善であり、女性は生来的に育児の適性を備えているからだ。(3)母親が就労などの理由で育児に専念しないと将来子どもの発達に悪い影響を残す。というものである(大日向、2002、19-21)。

2-2 三歳児神話の三つの根拠

(1) 子どもの成長にとってなぜ幼児期が重要か

幼少期の大切さを否定してはならないものの、幼少期は心身ともにか弱く、だれかの保護なくして生きていくことは難しい。ほかのどの時期にもまして他者から愛され、保護されることを必要としている。人を信頼し、自分を信じる心は、子どもが成長していく大切な基礎であり、それを育む時期として幼少期を尊重しなければならぬ。だが、他者が母親に限定される必要はない。

(2) 幼少期の時期は母親が育児に専念すべきだ

母親が愛情をわが子に注げるように心を尽くす必要があるのはいうまでもないが、母親であれば誰もが適切な養育者になれるとは限らない。育児ストレスに悩む母親や、虐待を行ってしまう母親を例にとってもわかることだ。母親や父親以外の存在でも子どもを愛することは可能である。幼少期に注ぐべき愛情を発達心理学的にいうと、子どもの心やからだから求めているものが何かを的確に把握し、それに応じて養育者が適宜発する情報ということになる。この「情報」の例をあげれば、赤ちゃんが泣けば大人はあやしたり、抱き上げたりする。「どうしたの？大丈夫？」という声は耳から入る聴覚情報になる。そして抱っこしてもらうことは皮膚から入る触覚情報になり、やさしい笑顔は目から入る視覚情報になる。この「情報」の提供が大切であり、子どもの要求や状態に応じてやり取りする応答性が大切なのである(大日向、2002、21-22)。

(3) 母親の就労と子どもの発達との関係

乳幼児の母親の就労は、その時点の母子分離の問題にとどまらず、その後の子どもの成長過程に及ぼす影響という観点からも懸念がしめされる。とりわけ子どもが成長し、ときに成人してから示す社会的不適応行動や反社会的行動の中に、乳幼児期から母親が働いている事例があると、そのことが他の要因の関与を排除するほどに誇張されて指摘される傾向にある。しかし、母親の就労が子どもになんらかの影響を及ぼすとしたら、それは就労それ自体よりも、母親が働くことに伴う家庭環境の変化に負うところが大きいと考えられる。母親の就労が家族相互の関係や、家庭内で子どもが触れる認知的や社会的な刺激のあり方に、どのような影響を与えているのか。母親の就労に関しても、仕事内容・仕事への態度・勤務時間などは、家庭環境の質を考える上で重要な要素である。しかも、その家庭環境が、子どもの発達にどのような影響を及ぼすかについては長期的・縦断的に精査されなければならない。アメリカで母親が就労している、1歳から7歳の子どもを追跡調査した結果では、母親の就労は父親の態度に変化をもたらしている。母親が働いている家庭では、父親の家庭への関与が大きくなり、子どもの発達のいくつかの側面にプラスの効果を与えている。父親の関与は家庭環境の中でも、最も注目される要因の一つといえよう。一方では母親の就労が父親に関して否定的な影響が認められる場合には、父親は妻が働いていると日常の家事をより多く処理しなければならなくなり、逆にそれが父親のストレスを高め、特に、乳幼児期の子どもに対する見方を否定的にしているという研究結果もある。女性の就労が子どもに及ぼす影響は、母親自身の意識の問題であると同時に、女性の就労

環境に対する社会政策のあり方までもが問われる問題だといえる。今回ここでとりあげた研究結果はアメリカの家庭を対象としたものであり、この研究結果をそのまま日本の現状に当てはめて考えることには疑問がふくまれる。それは日米の子育て観の違い、子育てと母親の就労をめぐる社会環境の違い、家事労働の内容の違いがみられる可能性があるからだ。しかし、母親の就労と子どもの発達を考える上では一つの参考例になる（大日向、2000、141-144）。

（4）子どもという存在

ポルトマン（1961）によれば、子どもというものは、母親の体内から産まれてくる時、生理的早産の状態では産まれてくる。これは養育者の保護なしでは生存することができない状態である。人間以外の哺乳類は産まれた直後から立つことができ、走ることが可能な状態である。しかし、人間の子どもは泣くや笑うなどの幾つかの感情表現しかできない状態なのである。だが、この養育者の保護なくしては生存することができない生理的早産が、文化的、教育的な文明の発展を可能にしている。

乳幼児は産まれた直後から養育者の保護なくして生きていくことができない、弱い存在として周囲から認識されているが、子どもという存在が誕生したのは、アリエス（1980）によると17世紀のヨーロッパ社会なのである。それまでは、養育者の手から離れた幼児は、すぐに大人の世界に入り、遊びや遊戯、仕事などを共有した。そして、子どもというものが養育者の保護の対象となるのは、子ども服の誕生、学校教育の普及、と様々な社会的な要因が加わったからであるとされる。

中世の社会にあって、幼児は必ずしも今日のように、長期間、養育者に保護される存在ではなかったのである。そして、子どもの世話が養育者である親に限定されていなかったことが指摘できる。18世紀後半のパリにおいて、階級の違いに関係なく、8割以上の子どもが里親制度のもとに養育者（親）から離れていったのである。当時の社会において、生物学的な母親であっても、妻である女性が子どもの養育をすることは夫からも社会からも肯定されていなかったのである（大日向、2000、88-90）。

2-3 三歳児神話の定着要因

（1）乳幼児政策

1961年、日本の高度経済成長幕開けの頃、第一次池田内閣のもとで開始された乳幼児政策がある。それは池田内閣での人づくり政策を背景とした三歳児健診の開始である。これは当時の厚生省の「日本の人口構造からみて、幼少人口の資質あるいは能力の開発が必要である」という観点にたつて、人口問題審議会、中央児童審議会、人づくり懇談会などに働きかけて作成された政策である。将来の若年労働力人口問題への危機感から、生まれる数のすくない子どもをより健全に育てていこうとした観点のもとに開始された。それは母親に育児を担わせるとともに、障害児を幼少期の段階で健常者の子どもと区別し育てる政策であった。

- 1、人づくり政策の要は乳幼児の家庭育児政策である。
- 2、そのために母親を家庭にとどめ、育児専門の位置におく必要がある。
- 3、「問題」をもつ家庭や子どもに関しては、国が施設にあずかる。その発見のために健診は有効である。

国家にとって子どもは、よい労働力となることを期待され、人的資源として関心がもたれる。そして子を産む母親は、国に役立つ子を産むという範囲において注目される。この池田内閣での人づくり政策と三歳児健診は、子育ては母の手で、そして幼児期の育児の大切さを絶対的なものとする三歳児神話を定着させる要因に関わっていたと考えられる（小沢、1995、62-68）。

（2）諺の意味をめぐって

人々が子育ての重要性、乳幼児期の重要性を思い浮かべるとき、母性愛神話の中の三歳児神話と共に、幼児期の重要性を考える根拠として「三つ子の魂百まで」という諺がある。それは「幼い時の性質は老年まで

かわらない」という意味である。しかし、「幼いときの性質」とは「もともと伴って生まれた」という意味と、「幼い頃に形成された」という二つの意味があるにも関わらず、現在では幼いときの性質、すなわち「小さい頃の育てられ方」という含義が強調されることがある。

三歳という年齢は、自我の芽生え、言語の発達、母子分離の時期として重要である。しかしそれは、乳幼児期・子ども期を通じて段階的に変化していくものであり、子育てに、ある特定の重要な時期があるとはいえないかもしれない。三歳という年齢に限定されている要因としては、国の教育制度において、幼稚園に入園する前の年齢であるからということも考えられる（小沢、1995、72-75）。

（3）育児番組の普及

1960年代の池田内閣での三歳児健診の開始とともに、三歳児神話を広め、定着させる要因として育児番組の普及をあげることができる。1960年代は東京オリンピックをひかえて、各家庭にテレビが普及しはじめた時期である。三歳児健診の通達とともに、時を同じくして、NHK大阪放送局教育部で『三歳児』という母親向けの幼児教育番組が企画製作された。放送は記録フィルムを中心に1964年から1965年の毎週金曜日、『婦人百科』の中のシリーズで一年間続けられた。この三歳児シリーズが好評だったために、翌年には『四〜五歳児』を製作・放映した。この番組は、三歳児健診の開始とは無縁だったとは考えにくく、「三歳が大切」という人々の意識形成に影響を与えていると考えられる。その後、この三歳児という番組をもとに、1966年には『三歳児』という著書が出版された（小沢、1995、69-70）。

（4）母子相互作用

母子相互作用研究は、母子関係は母子の双方が生来的に持ち合わせている特性が関与しあって両者の絆を形成するという視点に立った研究である（大日向、2000、96）。高度な技術を駆使した測定により、出生直後の新生児や、生まれる前の胎児にさえ、外界を感知する能力が相当程度備わっていることが明らかにされた。早い時期に赤ちゃんには対人関係能力が備わっていることを広く知らしめたのは、母子相互作用研究の成果である。それらによって、育児書にも、生まれてすぐから、まだ反応がなくても、赤ちゃんに話しかけてあげるようにしたり、赤ちゃんを目を合わせながら授乳することなどが推奨された。しかし、赤ちゃんに話しかける対人関係の相手が母でなければならない母子相互研究の初期の頃、母親以外の人間との関係は考慮に及ばないとして、測定すらされていなかった。それは、近代家族の特徴が研究者の仮説構築の前提にまで及び込み、バイアスをかけていたことを示している（落合、1994、173-174）。

（5）分離不安

分離不安は、親が離れると子どもが不安がって泣き叫ぶという現象である。一般的に、育児を担っている母親と子どもとの母子分離不安を考えることができる。分離不安が子どもに見られるのは、誰かと愛着の絆ができていて、他の人と愛着関係にある人を区別できるからである。

分離不安の特徴は、ある年頃に強まって、また弱くなるということであり、一生続くものではない。分離不安と年齢の関係は生まれてからしばらくはまったくない。しかし、その後、1歳までに急速に強まり、2歳頃までがピークである。それから少しずつ弱まって、4歳半から5歳までにはほとんどなくなる（落合、1994、174-176）。この分離不安が三歳児神話の定着に関わったと考えられるのは、分離不安のピークが安定に向かうのが乳幼児の年齢でいう3歳であるからである。

2-4 家事・育児からみる夫婦関係

ジェンダーというものが社会構築という過程で形成されるため、「女性」、「男性」という社会的な定義を作ってきた。そしてこの定義が日常生活、社会生活におけるジェンダー役割や、それだけでなく人間の性格までも形作るものとして機能している（Lorber、2006）。高度経済成長期からの性別役割分業の確立によ

って、男は仕事、女は家事・育児をしている状況は現在においても大きな変化はない。しかし、高度経済成長期から考えると、夫一人だけの収入では家計を維持していくことが困難な家庭が増えてきたために、夫婦共働きの家庭では、夫は仕事、妻は家事・育児・仕事と妻の負担は増えている。妻が専業主婦でいる家庭においても家事・育児は妻の仕事とされ、家庭内で妻と夫が家事・育児における負担を分かち合うという状況ではない。その理由として考えられる一つは、夫の長時間労働である。一日の大半を仕事が占める生活環境では家事や育児に割く時間をつくることは難しい。

4. 現代の子育て支援策

(1) 近年の少子化対策の流れ

近年の少子化対策の流れは、ここ13年間の間で子ども・子育て応援プランや少子化社会対策大綱にみられるように、1994年のエンゼルプランからは着実に制度内容は充実したものになってきた。今後はこの少子化対策の制度をどのように現実可能な制度として実行できるものにしていくのかが課題になってくる。

(2) 少子化対策の内容

現在の少子化対策の内容は、(1)男性を含めた働き方の見直し、(2)多様な就業型ワークシェアリングの普及、(3)専業主婦家庭に対する一時預かりサービスの推進、(4)出産や育児のために仕事を離れた者に対する再就職支援など様々な個々人のライフスタイル、要求を想定した内容になっている。

(3) 少子化対策の課題

厚生省(当時)は、1990年に「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」を設置し、関係省庁の連携を模索しながら、「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会(略称:子どもの未来21プラン研究会)」(1992年～1993年)と保育問題検討会(1992年～1994年)を設置して検討を進めた。その結果、文部省、厚生省、労働省、建設省の4省が合同して「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)を提案し、措置制度を残すという制約はあったものの、保育サービスの充実、民間保育園の活用、保育所選択制度の導入など新しい保育所整備の視点が示された。同時に、このプランを実施する計画として、大蔵省、厚生省、自治省の3省合同による「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的な考え方」(緊急保育対策等5ヵ年事業)が策定された(金子・浅子 2002、163)。

その後、このエンゼルプランは1995年5月に関係閣僚による「少子化対策推進関係閣僚会議」のもとで、エンゼルプランを引き継ぐものとして、「少子化対策推進基本法」を1999年12月19日に策定し、その基本方針を「中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針」として公表した。この基本方針に基づいて、厚生、文部、建設、労働、大蔵、自治省は6大臣合意による「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)を1999年12月19日に策定した。新エンゼルプランは、従来のエンゼルプラン及び緊急保育対策等5ヵ年事業を見直し、子育て支援策を保育サービスの充実、雇用環境の整備、働き方、母子保健医療、教育環境、教育費負担の軽減、住まい・町づくりという8分野にわたって整理した上で、2000年度から2004年度までに重点的に推進すべき子育て支援策の具体的実施計画を示している(金子・浅子 2002、178)。

そして、最近の少子化対策の流れとしては、「子ども・子育て応援プラン」と次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画が推進され、(1)育児休業制度、(2)仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備、(3)育児等のために退職した者に対する再就職、再就業支援政策である再チャレンジサポートプログラム・マザーズハローワークの新設、(4)地域の子育て支援として、ファミリー・サポート・センターの支援機能の拡大、(5)多様な保育所需要に対するための延長保育や、保育施設の増加という課題に取り組んでいる(平成

18年度厚生白書）。1990年代から政府による少子化対策・子育て支援策はその制度内容を多様かつ充実させてきた。しかし、2005年（平成17年）の合計特殊出生率は1.25と過去最低を記録し、子育て支援策の効果が現れていないことを示した。子育て支援策の成果は、短期間で効果を生み出すものではないが、少子化に歯止めがかけられないという状況は現在の子育て支援策に問題があることを示唆している。

現在の子育て支援策は、子ども・子育て応援プランを次世代育成支援対策推進法の下で進められているが、その支援内容が子育て世代のニーズに即したものになってはいないのである。それは、支援内容にある保育施設の充実に関しても、保育施設自体は統計的に増加傾向にあるが、待機児童が深刻な大都市圏では保育所の数が需要に追いついていない。その一方で、地方都市などでは子どもの減少によって、保育施設の統廃合が進んでいる。また職場の雇用環境の改善が進まず、短時間勤務やフレックスタイム制、残業時間の短縮といったものが普及、実現されていないことが女性の職場復帰を困難なものにし、男性の育児参加を困難なものにしている。

少子化対策や子育て支援が議論される中で基本的な姿勢として、結婚や出産は個人の選択の自由とされている。しかし、子育て支援が社会保障制度安定のための政策なのか、育児負担を男女そして社会が分担し豊かな社会を作り、それが間接的に労働力や社会保障制度の安定化に繋がるものになるのかということを、子育て支援策の政策理念は明確に示していない。

5. 「育児に関する」フォーカス・グループ調査

（1）回答対象者について

アンケートの回答対象者は、2004年、2005年のコミュニケーション演習のゼミ生のべ19名とゼミ生以外の敬和学園大学生14名の計33名である。内訳は男性が10名、女性が23名で、学年は男性9名が2学年、1名が4学年、女性は13名が2学年、5名が3学年、5名が4学年であった。フォーカス・グループ調査はオープンエンド形式で自由に記入してもらうタイプの調査であり、人数に限りがあり、対象者にも偏りがあるため、量的な分析よりも質的な分析を重視したものになっている。なお、フォーカス・グループ調査の項目は本論文の最後に付録として添付する。

（2）調査の内容

調査では、本論文が母性の社会構築というテーマであることから、母と子の関係を現実問題として結びつけて考え、どこに女性と、母性というものが母子関係の中で結び付けられて考えられているのか、母性と父性の問題点がどこにあるのか、また性別役割分業体制が過去の変遷から現時点でどのように変化し、若い世代の子育て観として構築されているのかを探る。主旨は母性、父性とは何か、そして、男女雇用機会均等法が実施されてから約20年がたった今、若い世代の子育て観がどのようなものかを具体的に知るために、回答者に自分自身の将来を想像して、子どもをもったときに回答者がどのような子育てをおこなっていきたくのかということを質問事項とした。

（3）調査の仮説

調査を行う前の仮説として、一つ目に男女の性別分業体制が過去に比べて多様な夫婦関係が存在し、なおかつ、シングルマザーやシングルファザーなどの親子関係が社会的に広く認知されてきたことから、現在の若い世代の子育て観は男女の「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割分業体制にとらわれることなく、両者が子育ての負担を分担していくという考えが多数をしめているものになると考えた。

二つ目に、三歳児神話についても、三歳児神話というものが世代を超えて社会的・文化的に受継がれ、人間の子育て観に深く影響しているものではないであろうと考え、調査の中にライフプランという項目を設けたが、女性のライフプランも子どもが誕生することがプランの中に記載されていたとしても、「三歳」とい

う年齢または、子どもが特定の年齢に達するまで、女性が自ら仕事よりも子育てを優先させたいという結果にはならないと考えていた。

(4) 調査結果の考察

フォーカス・グループ調査を実施し、その結果に基づき、発見したこと、疑問、これからの課題をまとめる。一つ目は、子育てに対する男女のイメージの違いである。女性の子育てのイメージは、「大変だが楽しい」や「育児ノイローゼになるくらい大変」、「育児を通して何かを学び大人になっていく」ということから、子どもとの触れあいをイメージしていた。しかし、男性のイメージを見ていくと、「育児は全員の責任」や「子どもの価値観を築く」、「子どもを養い育て、知識を与える」など社会的な親としての責任から育児をイメージしていることがわかった。

二つ目は、結婚と子どもを持つということが男女ともに結びついて考えられているということだ。まず、女性への質問に「あなたは将来子どもを産みたいと思いますか」という質問に、1：絶対に産みたくない から 5：絶対に産みたいまでの段階で答えてもらい、その理由を記入してもらった。結果から特定の段階に偏ることなく、子どもを将来的に産むという選択肢が個人の考え方によって多様であることがわかった。しかし、この結果と、その後のライフプランを合わせてみていくと、将来という前提で子どもの有無を回答した場合と、ライフプランの中に結婚が入ってくる場合とでは、子どもを産むということに対する考えが一致しないことがわかった。ライフプランに結婚が記入されていれば一人の回答者を除き、他の総ての人のプランには結婚後、子どもが誕生するという記入があった。このライフプランの結果は男性側にも言えることであり、「妻（パートナー）に子どもを産んで欲しいと思いますか」という質問からは、「どちらでもいい」や「子どもはできるだけほしい」という回答が多かったが、男性側のライフプランに結婚を入れたものには、必ず子どもの誕生が記入されていた。結婚という中で子どもの存在が重要な位置を占め、「子どもがいてこそ家族」という回答者の考えからも、子どもの有無が家族という組織を定義するのに大きな意味をもっていることが考えられる。

三つ目は、妻（パートナー）が子どもを産んだ場合の男性側の子育て支援の具体性に欠く点である。アンケートの回答から、「家事・子育てを手伝う」「子どもの送迎をする」などから一見、子育てや家事に協力する可能性を示しているが、子どもの送迎は子育ての中でも比較的簡単なものである。むしろ送迎前の時間通りに子どもの準備を進めるということのほうが大変である。また子どもを通しての育児の協力は、アンケートの回答から推測することができるが、妻（パートナー）に対しての個人に対する精神的な協力が記入されているものはなかった。たしかに、子どもを中心にした子育てへの負担の分担は重要なものだが、妻（パートナー）にたいする精神的なケアも、女性だけに育児や家事を負担させない対応として必要なことである。仮説の中で、子育ての分担は若い世代の中では男女が負担をわかちあっていくものであると予想していたが、女性が男性に育児や家事の分担を求めていることは予想の範囲内であり、男性も過去までの「男は仕事」という役割にとらわれることなく具体的な家事・育児の分担が記入されるものと考えていた。しかし、男性の回答は抽象的なものでしかなかった。そこから、「男は仕事、女は家事・育児」という分業体制は現代の若い世代にも受継がれ、子育てや家事をめぐる考え方の根本的な部分に性別分業体制が大きな影響を与えているということがわかった。特定の親子関係や夫婦関係が崩れ、新たな関係が構築されている反面、根本的な部分では男女の性別役割分業体制は根深く社会的に浸透していることが調査結果からみえた。

四つ目は、相談文への回答から、男性が仕事に忙しく、女性が家事・育児に追われているという家族イメージが今の20代世代にも強いことである。このアンケートを行ったあとに、相談文に対して質問があるか無いかを確認したが、相談文の中に「夫」「妻」という言葉を使用していないにも関わらず、回答者からは、どちらが夫で、どちらが妻なのかという質問はなかった。回答者は、相談文にある公務員が妻であり、仕事

時間が不規則な出版社勤務が夫だと想定して回答したのである。

相談文への回答は、男女ともに離婚を考えているパートナーに対して、もっと話し合いをすべきであると回答した。この質問は、今の世代がどんな家族をイメージするのかを探ることが目的であったが、夫がサラリーマンで仕事に忙しく、家事ができない。妻が仕事とともに家事・育児をしているという性別役割体制の役割分担意識が20代の世代でも強いことがわかり意外な結果だった。男女雇用均等法が施行されて約20年経ち、その間にも仕事や育児を男女で分担する政策があったにもかかわらず、性別役割体制の意識が強いということは、いかにこの役割体制が人々の間に浸透し、根強いかを垣間見た感があった。

五つ目は、アンケート全体から子どもを持つ子育て世代の、子育てに対する不満と、これから子どもを持ち、子育てをする可能性がある世代の子育てに対する将来の不安に違いがないということである。「将来的に子どもを産みたいけれども、子どもを育てる環境が整っていないのではないのか」や「子どもを産んでも仕事を続けたい」、「育児休暇を取得したあと仕事に復帰したい」、「仕事に復帰したいが、子どもの面倒を知らない人にはまかせられないから、子どもの面倒は母親である私がすることになると思う」という意見があり、子どもを育てていく面で、個人個人のライフスタイルにあった雇用システムが可能にならない現実から、育児に対する不安を持っていることがうかがえる。

六つめは、三歳児神話の考え方が男女を問わず根強かったことである。ライフプランの女性の回答者の項目の中で、子どもの出産や誕生がプランの中にあつたものは、その後のライフプランの流れとして子どもが「三歳」や「小学校に入学するまで」という特定の年齢まで仕事よりも子育てを優先したいという考え方が多かったほか、男性側についても、子どもが小さいうちは母親である女性が仕事よりも子育てを優先して欲しいという考えが根強かった。この調査結果から、三歳児神話は具体的に根拠が不確かであるにもかかわらず、今日まで広く浸透してきた考え方であることが明らかになった。政府や雇用機関の待遇の改善や、子育て・家事への関わりは公教育などを通じて男女平等のものであり、根拠が不確かなものは影響力が薄れていくものであると考えたが、三歳児神話には根拠が不確かであっても、確実に各世代に受継がれていく要素が潜んでいるといえる。三歳児神話は、その神話の根拠を問い直す必要や疑問を感じさせることなく、自明のものとして現在も根強く受継がれているのである。

2年分のアンケートを通して、育児に関する協力者としてベビーシッターや当事者の両親である祖父・祖母の存在が男女の回答から見えてこない事は、回答者が両親と暮らすことを想像しない核家族を無意識のうちに想像して回答したのか、ベビーシッターや地域の子育て支援施設やサポート体制が広く認知され、信用されていないのではないのかと考えられる。回答者がなぜ両親の協力を記入しなかったのかについて確かめることはできないが、ベビーシッターや地域の子育て支援施設への信頼と認知を広げていくことが、これまでの子育て支援のあり方を改善していく一つのポイントになってくるかもしれない。

調査結果から、仮説では若い世代の家事・育児観は男女という役割に限定されないと予想していた。しかし、結果は現在の若い世代でも男女の性別役割分担は根強く、女性側が男性側に子育てや家事のサポートを望んでいたとしても社会システムがそのサポートを実現することを難しいものにし、新しい夫婦関係を実現しようとしても、性別役割分業体制の考えや、三歳児神話といった考え方から、それにとって変わる考えを作ることができずに、現代の性別役割分業体制はその中身も過去ものと比べても目新しく変化しているものではないのである。これらの仮説とアンケートの結果の違いからいえることは、過去から積み重ねられ、人々の考え方の根幹を形成している思想・神話というものは社会的な政策や雇用システムの変革だけでは簡単に変わっていくものではないということである。

最後に、今後の課題として、研究テーマを母性に設定しているために、男性側の子育てへの心配や、育児休暇を取得できない理由やしない理由、子育てを通しての夫婦関係の実態を調査できなかったのを、それを

今後の研究課題としていきたい。

6. まとめ

この論文では、母性をめぐって母性愛神話・三歳児神話からの視点で、母性というものを見てきた。そこからわかったことは、母性というものが明確な定義を持っているわけではなく、また母性というものの根拠が曖昧であるということである。それは母性を巡る歴史的な変遷の中でもわかるように、母性が社会的・文化的・政治的な状況と変化の中で、男女の性別役割分業体制と結びつき、あたかも初めから女性が備えていた性質や本能といった人々の認識を作り上げてきたからではないかと思われる。フォーカス・グループ調査では、現代の男女の子育てに対する意識や母性だけではなく、父性といったものをどう捉えているのかを比較した。実際に調査をおこなった中で、回答者が大学生に限定されていたこと、そして結果の分析基準を明確に定めないまま2回の調査をおこなったことは反省点であり、今後改善していくべき課題である。母性をみていくうえで、大日向氏の著書や考え方に偏っていたこともあり、今後は様々な論文を読み、自分自身の考えをさらに構築していきたい。

本論文の中では、子育てを巡る現代の問題にも着目し、少子化対策の問題点にもせまった。社会が育児に適応しない女性を駄目な母親と批判せず、子育てを性別役割分担に捕らわれることなく男女で共に担っていくことが、母性の機能と役割を女性だけに負わせないことに繋がっていくはずである。

母性というものがどんなものであるのか、本論文や議論を通して問い直してきたが未だに明確な答えを出せてはいない。現段階でいえることは、母性というものが社会的・政治的・文化的に造られてきたものであり、女性の生得的特性に獲得してきたものではないということである。今後はこの母性というものを歴史的資料や社会調査の方法からさらに詳しく分析し、母性というものが現代社会においてどのような機能を持ち、変化しているのかを検討していきたい。母性を巡る問題は、社会学・生物学・心理学など様々な分野の専門知識が必要になってくるものである。それは母性に関わるジェンダーやセクシャリティの問題が人間生活の総てに関わっているからである。

引用文献

- 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子（編）1995『日本のフェミニズム3 性役割』岩波書店
井上輝子・上野千鶴子・江原由美子（編）1994『日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店
井上輝子・上野千鶴子・江原由美子（編）1995『日本のフェミニズム5 母性』岩波書店
大日向雅美1999『子育てと出会うとき』日本放送出版協会
大日向雅美2000『母性愛神話の民』日本評論社
大日向雅美2002『母性愛神話とのたたかみ』草木文化
小沢牧子1995『乳幼児政策と母子関係心理学』、井上・上野・江原（編）『日本のフェミニズム5 母性』62-85 岩波書店
落合恵美子1994『21世紀家族へ』有斐閣選書
金子能宏・浅子和美2002第3章「労働市場の変化と支援の展開」国立社会保障・人口問題研究所（編）『少子社会の子育て支援』東京大学出版
平成18年度版『厚生白書』「第2部 主な厚生労働行政の働き 第2章 次世代育成支援対策の更なる推進」
Lorber,J2006 'The Social Construction of Gender' in Tracy E. Ore, Ed. The Social Construction of Difference and Inequality : Race, Class, Gender, and Sexuality. New York : Mc Graw-Hill, 112-119.
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1224-4a.html>
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1224-4b.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/scisaku/syosika/0314-1.html>

参考文献

- アドルフ・ポルトマン 高木正孝 (訳) 1961 年『人間はどこまで動物か』岩波書店
上野千鶴子 1994『近代家族の成立と終焉』岩波書店
岡本夏木 1982『子どもとことば』岩波書店
大沢真理 2002『男女共同参加社会をつくる』日本放送出版協会
大日向雅美 2003『メディアにひそむ母性愛神話』草木文化
大日向雅美 2005『「子育て支援が親をダメにする」なんて言わせない』岩波書店
厚生労働省 2006「平成 17 年度版 働く女性の実情」
小西行朗 2003『赤ちゃんと脳科学』集英社
善積京子 (編) 2000『結婚とパートナー関係 問い直される夫婦』ミネルヴァ書房
田間康子 2001『母性愛という制度』頸草書房
フィリップ・アリエス 杉山光信・杉山恵美子 (訳) 1980『〈子供〉の誕生 アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房
柳田國男 1964「親子方」『定本 柳田國男集 第 15 巻』370-393 筑摩書房
日本経済新聞 9 月 20 日
http://www.jfecr.or.jp/h14_kiyou32/t1-4.html
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/angelplan.html>
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku-taisaku.html>
http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-2_18.html
http://www1.mhlw.go.jp/topics/syosika/tp0816-3_18.html
<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kosodate/13076.html>
<http://www.mlw.go.jp/houdou/2002/09/h0920-1.html>
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate09/index.html>
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/fidou-teate.html>
http://www.i-kosodate.net/mhlw/i_report/others/cases6/case06_01.html
http://www.i-kosodate.net/mhlw/i_report/others/cases6/index.html
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1224-4c.html>

付録：使用した「育児に関する」フォーカス・グループ調査

男 ・ 女 年齢 歳
中学生 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ その他 ()

- 1、 あなたは育児に対してどのようなイメージを持っていますか？
- 2、 育児に関して母親と父親では役割が別だと思いませんか？
別だ思う ・ 別だと思わない
- 3、 2 で回答した別だと思う理由、別だと思わない理由を書いてください。

- 4、あなたが将来、もし子供をもった場合、仕事と育児の関係はどうなっていくと考えますか？
- 5、子供が生まれる前と後では夫婦の生活は変化すると思いますか？また、その理由を教えてください。
(5 : 非常に変わる ～ 1 : まったく変わらない) 理由・・・
- 6、あなたは将来、子供を生みたいと思いますか？(女性のみ)
(5 : 絶対に生みたい ～ 1 : 絶対に生みたくない) 理由・・・
- 7、配偶者(妻)にたいして、あなたは子供を生んでほしいと思いますか？
(男性のみ 5 : 絶対に生んでほしい ～ 1 : 絶対に生んでほしくない) 理由・・・
- 8、子供を出産した後、配偶者(妻)が仕事に復帰する場合、あなた(夫)は賛成しますか？ (男性のみ 5 : もちろん賛成する ～ 1 : もちろん反対する) 理由・・・
- 9、配偶者(妻)が仕事に復帰する場合、具体的にあなた(夫)はどのような協力をしますか？(男性のみ)
- 10 あなたのライフプランを教えてください。
*具体的な数字・内容を入れて書いてください。
- 11、次の文は、ある雑誌に投稿された相談文です。その相談文を読んで、あなたならどんな回答をしますか？

相談文・・・「家事・育児の負担が私にかかるばかり。『離婚』も頭をよぎるこの頃です。私は32歳の公務員で、2歳の女儿がいます。パートナーは同じ年で出版社の編集者をしています。私たちは同じ大学の同級生同士。結婚に際しては、お互いに仕事も家庭も両立できるように、助け合っていくことを約束して結婚生活をスタートしました。私にとっても、パートナーにとっても、この約束はごく自然なことでしたし、家事分担も問題なく順調な日々を送っていました。

ところが、子供が生まれてから、この歯車が狂い始めてしまいました。というのも、育児や家事の大半が私の肩にかかってしまっています。もともと定時に帰宅しやすい私の仕事と違って、パートナーの仕事は不規則でしたが、最近は年齢的にも仕事に油が乗ってきたようで、連日帰宅が遅くなります。パートナーが育児や家事を分担できるのは、せいぜい休みの日くらい。子供も私にばかりなついてしまっています。

私は家事も育児もきらいではありません。しかし、これでは仕事も家庭も互いに分かち合っていないといった約束はいったいどうなってしまったのでしょうか。これをパートナーに言っても、『今は自分の仕事のほうが忙しいのだから、時間の都合がつくほうが助けてくれてもいいものではないか？二人が同じことをするのが必ずしも分かち合いではない。できる人ができることをするのも、分かち合いではないか？』と言って、いっこうに取り合う気配がありません。これでは何のために結婚したのか疑問ですし、最近では『離婚』の文字が頭をかすめるようになっていきます。

こうした私たちの様子をうすうす察知している私の母からも、別れることをそれとなくすすめられています(大日向、2000、102-111)。

あなたの回答

父親に対して・・・

母親に対して・・・

- 12、母性とはどんなものでしょうか
- 13、父性とはどんなものでしょうか

(卒業論文指導教員 前嶋 和弘)